

## 第22号書式

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の10第1項の規定により、平成31年1月15日付けで次の認定鳥獣捕獲等事業の有効期間が経過し、認定の効力が消滅した。

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社 アプロ  
大阪府中央区材木町1番6号 第12新興ビル6F  
代表取締役 羽立 裕彦
- 2 認定証番号  
京都府第002号